

岩倉市新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を受けやすい環境整備を図り、重症化しやすい者等の死亡及び重症化を防止するため、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱（平成22年9月28日付け厚生労働省発健0928第6号）に規定する接種対象者のうち市民税非課税世帯に属する者の経済的な負担の軽減を目的に、ワクチンの接種費用に対して助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 接種費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、接種日において、次の各号に定める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付世帯に属する者

(助成対象範囲)

第3条 市長は、助成対象者が第7条に定める助成券を使用して、市が代理受領払いの委託をした医療機関において市が定める有効期間内にワクチン接種を受けた場合に、接種費用を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、第6条に定める助成申請書を提出する前にワクチン接種を受けた場合又は市と代理受領払いの契約を締結していない医療機関でワクチン接種を受けた場合についても、接種費用を助成するものとする。この場合において、接種費用の助成は、助成対象者の申請に基づき償還払いにより行うものとする。

(受託医療機関)

第4条 ワクチン接種を行う医療機関は、ワクチンの接種に係る業務の実施を希望する医療機関として国と委託契約を締結した受託医療機関とする。

(助成金の額)

第5条 ワクチン接種費用に対する助成金の額は、原則として、1回目は3,300円、2回目は2,550円とする。なお、接種回数は、国が定めた回数とする。

(接種費用の助成申請)

第6条 接種費用の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ワクチン接種を受ける前に、岩倉市新型インフルエンザ予防接種料助成申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市で確認が可能な場合は、書類の添付を省略することができる。

(1) 生活保護受給証明書又は市民税非課税証明書

(2) 住所地を証明する書類

2 第3条第2項の規定に基づき償還払いにより助成を受けようとする者は、岩倉市新型インフルエンザ予防接種料償還払申請書(様式第2)に前項各号の書類及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新型インフルエンザ予防接種済証の写し

(2) 新型インフルエンザの予防接種に係る領収書

3 第1項及び前項の申請は、原則として、国が新型インフルエンザ予防接種事業を終了する旨通知するまでの期間において接種したものについて行うものとし、岩倉市に在住している期間に行った接種について、市長へ申請するものとする。

(助成券の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請者が助成対象者に該当すると認めるときは、速やかに岩倉市新型インフルエンザ予防接種料助成券(様式第3。以下「助成券」という。)を交付するものとする。

(決定通知等)

第8条 市長は、第6条第2項の規定による申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、申請者に対して助成金を支払うものとする。

(接種費用の徴収)

第9条 第3条第1項によりワクチン接種をする場合において、医療機関は、助成券を使用する者からは接種費用を徴収しないものとする。ただ

し、ワクチン接種に要する経費が助成金額を超えた場合は、この限りではない。

(接種費用の請求等)

第10条 代理受領払の委託契約を締結した医療機関は、ワクチン接種の実施月の翌月10日までに、岩倉市新型インフルエンザ予防接種助成費用請求書(様式第4)に岩倉市新型インフルエンザワクチン接種者数報告書(様式第5)及び助成券を添付し、市長に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行し、平成21年10月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。